

新しい情報通信市場の再構築に向けた国際電気通信 連合(ITU)の改革

高杉, 敏男
九州大学比較社会文化研究院

<https://doi.org/10.15017/8659>

出版情報 : 比較社会文化. 10, pp.1-21, 2004-03-01. 九州大学大学院比較社会文化学府
バージョン :
権利関係 :

新しい情報通信市場の再構築に向けた国際電気通信連合 (ITU) の改革

Reform of International Telecommunication Union (ITU) toward Re-Building of Recent Info-Communications Market

高杉敏男

Toshio TAKASUGI

Keywords : 国際電気通信連合, ITU 改革, 情報通信市場

ABSTRACT

In order for the ITU to enable appropriate treat to severe competition, progress of privatization and market liberalization, greater private sector participation and the development speed of new telecommunication technologies, and to remain thereafter a pre-eminent position all over the world on telecommunications, it has been continuing organizational reform since Kyoto plenipotentiary conference held in 1994. Therefore, ITU established in 1999 an interdivisional group called "Working Group on ITU reform, WGR" by which the working methods and re-building of each of sectors can be practically reviewed and refined. WGR succeeds to ITU-2000 committee.

The countermeasures recognized by ITU to new info-communications market is of privatization from monopoly, competitive environment, diversification of technologies and systems, and rapid development of technologies. Therefore, ITU aims to expand the rights and duties of private sectors and associate members in view that they play the leading role at the drafting of technical standards, also changing administrative, functional and structural matters of permanent organ, General Secretariat and three Sectors addition to its working methods. Especially, the discussion on reform of ITU-T was vigorous by which it is recognized to have much advanced in the recent Council and TSAG.

In this paper, the trend of the recent info-communication markets will be analyzed in the view of competition, privatization and new technical developments under the environment of which the reform tackled by ITU is described, focusing on the recommendations derived from WGR. Furthermore, the arrangement in Councils and Marrakesh Plenipotentiary Conference to market re-building is also described.

1 新しい情報通信市場に向けた ITU の改革の経緯

近年の国際電気通信分野における競争の激化、民営化・自由化の進展、企業間の合従連衡、民間部門の関与の増大、電気通信技術の進歩の早さに ITU が適切に対応し、電気通信における卓越した地位を今後も維持し続けるため ITU は1994年の京都全権委員会議以降、機構改革を続け

ている。京都全権委員会議では、民間セクターの権利・義務の見直しを求める決議15及び ITU の財政基盤強化を求める決議36を採択した。これらの決議に基づき設置された ITU-2000委員会において、民間セクターの権利・義務の明確化、予算制度の改善、ITU-D部門の在り方等が ITU -2000勧告にまとめられ、1998年のミネアポリス全権委員会議における憲章・条約改正に反映された。また、近年、

IMT2000, インターネット, 電子商取引, デジタルディバイドといったIPネットワーク技術を使用した情報通信の急速な進展により情報通信市場を取り巻く環境が大きく変化してきており, この環境の変化の中で, ITU が的確に機動的に対応していけるように, 組織及び機能の更なる改革(リフォーム)が求められている. この目的のためITUはITU-2000委員会に引き続き, 1999年に改革作業グループ(Working Group on ITU Reform: WGR)を設立し, より本格的な作業方法, 機構改革に着手した. WGRは1998年ミネアポリス全権委員会議決議及び1999年理事会決議に基づき設置されたもので, 1999年4月の第1回会議から2001年4月の第4回の最終会議を通じて, 今後の審議のための基礎資料となる重要課題の整理及びITU改革に関する40の勧告「WRG 勧告」を取りまとめた. また, ITUの改革を外部から推進するため, 世界的な情報通信関連企業のトップ等で構成されたITU改革アドバイザー・パネル(RAP)がITUの要請により招集され, 電気通信全般にわたる改革に関する報告書を2000年3月ITUに提出した. さらに, 各種国連専門機関等の運用管理を監査する国連組織(JIU)は, ITUの運用効率化に関するレポートを2001年5月ITUに提出している.

本論文では, ITUが新しい情報通信市場に対応できるよう, ITUが行っている全部門及び事業に関し内部的な改革の結果を述べ, 同時に, 世界の情報通信の再構築をITUの動きの観点から述べる.

1-1 新しい情報通信市場に対するITUの認識

- (1) 国営から民営化: 世界の多くの国では, 電気通信事業を国営事業として発展させてきた. 電気通信インフラを社会インフラとして短期間に整備するためには国営で整備することは効果的であったが, 事業の効率化が求められる近年では民間による事業の運営が潮流に

なっている. ITUメンバーは連合員(政府)及び民間セクターで構成されているが, 議決権は連合員のみが有する等, 権利・義務に差がある. 電気通信事業が民営化する中, 多くの電気通信技術の開発が民間セクターにおいて進められている現実から, 民間セクターが積極的にITU活動に参加できる組織に改善していくことがITUに求められている.

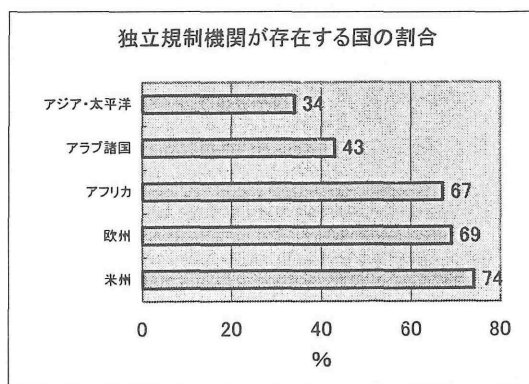
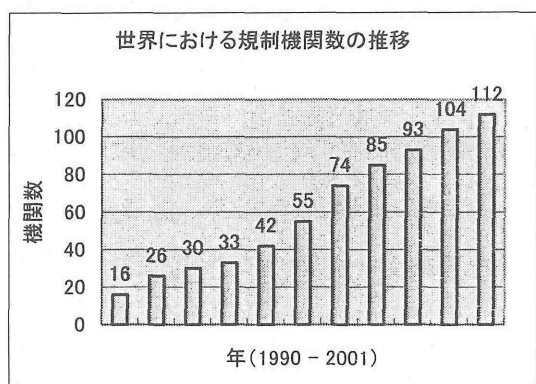
- (2) 独占から競争環境: 通信料金の低廉化やユーザへの多様な通信サービスの提供等のために, 電気通信事業は独占から競争環境への移行が世界的動向である. 独占状態の国と競争環境の国が共存している状態で, 技術的な問題以上に政策・規制に関する論点が国際的問題となっており, ITUはそれら政策的・規制的事項に対応できる機能を改善することが求められている.
- (3) 技術・システムの多様化, 進歩の速さ: セルラー電話, インターネット, 電子商取引, IMT2000等の新技術・システムが出現している. 現在, 3GPP (Third Generation Partnership Project), IETF (Internet Engineering Task Force) 等のフォーラムを使い, 特定の技術に関心ある団体, 機関が技術基準を検討し, それがデファクトスタンダードとして世界標準になる流れがある. 国際機関として, 素早いプロジェクトの立ち上げと, 新しい事象の出現にさらに迅速に対応できる組織の改善が求められている.

2 ITUを取り巻く情報通信市場

2-1 概況

電気通信は1990年代における経済の推進役の一つであり, 製造業から金融業に至る全ての産業部門において, その活動及び取引に恩恵を与えてきた. 現在, 電気通信部門は電気通信, 放送及びコンピュータ要素を含む広義の“情報通信技術(ICT)”部門に区分されるまでになっ

図表1 世界及び地域ごとの規制機関数



(出所) ITU, World Telecommunication Regulatory Database, 2001

てきており、経済の推進役ばかりでなく社会、教育及び医学の進歩に欠かせない役割を果たしている。従って、ICT システムへアクセスする重要性が高まってきており、デジタル格差の問題はデジタル機会に変える政策に目標を置きつつある。

ITU 連合員の大多数は ICT を整備し終わっているか、少なくとも、すでに始めており、それら国々では現在の電気通信事業体の民営化、競争市場の自由化、ICT 部門の発展を促すための規制機関の設立等において各種の改革を進めている。

ICT 部門の市場価値が減少気味になってきているが、部門の改革は市場を元気ある前の状態に復活させる中心的支柱と位置付けられている。このように、世界の各国政府は部門全体の経済的活動が減退気味にもかかわらず、ICT の法体系をさらに改良する努力を表明している。

しかしながら、各国政府は競争原理だけで全ての社会的、経済的目標を達成できると思っておらず、むしろ、競争は社会的、経済的開発を行なう際の重要な包括的戦略要素の一つと考えている。市場も公正な競争を保証したり、強制していると言う訳ではない。

一方、ICT 部門改革の最も基本的作業は、透明性の高い規制機関の設立にあると思われる。ITU 連合員の多くの国々では近年、独立した規制機関として又は監督省庁から機能を委譲された機関を創設している。また、その他の国々では、近い将来、同様な規制機関を設立する計画を進めている (図表 1 参照)。

2-1-1 世界的不況

ICT 部門で、2000年及び2001年は経済的に明暗を分けた年であった。2000年初頭、電気通信及び ICT 市場は限りなく発展する部門に思われた。その成長は例を見ずそして株価は急上昇し、インターネットは世界的な通信容量を拡大させる車にたとえられた。

しかしながら、2000年中頃までに、世界の ICT 部門が予想以上に高い株価状況にある徴候が現れ、2001年初めでは、ICT の市場における伸びは明らかに行き詰まってきていた。2001年夏には、ICT 市場は後退をはじめ、9月5日付け“*Financial Times*”には世界の電気通信部門の負債が600億ドルにも達し、その機器製造業種では、過去6か月で30万以上の職が失われ、電気通信事業者及び製造業者が持つ株価の市場価値は、2000年3月のピーク時の6.3兆ドルから3.8兆ドルまでに減少したと報じている。2001年9月以降、多くのアナリストは世界的 ICT 不況を予測し始め、回復は2002年になってからと予想した。

ICT 市場が後退をはじめたこの時期、各国は ICT の法体制の改正を行ない、競争に拍車をかけ、電気通信基盤への投資を増加させるあらゆる改革を進めていた段階であった。一方では、このような改革が終了し、これを継続させようと試みている国もあった。また、電気通信サービスを、各部門で中身のある利用可能な広範なものに改新させるため、インターネット及び広帯域技術を利用したいとする国々も未だに存在していた時期でもあった。

2-1-2 ICT の堅調度

景気に比較的左右されない ICT 部門の強さを示す証拠が特に、移動通信サービスにある。インターネットは1990年代終わりには ICT 活動の成長を促すメディアとして信頼を確かに勝ち得ているが、移動通信サービスではこのような信頼の顕著性ははっきりしない。しかしながら、世界的不況にみまわれている電気通信部門でも2001年までは、移動通信サービスの成長は部門の牽引役としての役割を果たしてきている。過去5年間の驚異的な成長に基づき移動通信サービスは、新規加入者及び世界市場におけるシェアの獲得を堅実にしている。

1999年の ITU 世界電気通信開発報告書 (WTDR) では、移動通信加入者数は20か月ごとに2倍になると報告している。この数はこの年の4億9,100万人から2000年には7億3,600万人、2001年の終わりには9億5,000万人にまで膨れ上がる予測数値となる。欧州においては低成長であったが、世界的に加入者線固定電話及び移動通信の加入者数は2001年には予測に近い値まで達し、2002年初頭には移動通信加入者数は加入者線固定電話の加入者数を上回っている。

移動通信部門におけるこの高成長の理由の一つは開発途上国において移動通信サービスが受け入れられたことがあげられ、これらの国々において、移動通信サービスは爆発的に成長を続けている。移動通信ブームはボツワナ、カンボジア、モロッコ及びベネズエラのような人口過疎の国々に最も大衆的なメディアとして受け入れられた。結果として、先進国及び途上諸国双方に移動通信サービスが受け入れられ、15のアフリカ諸国を含め、現在では、移動通信加入者は加入者線固定電話数よりも多い数値になっている。

移動通信サービスで高い成長が期待できる例の一つに中国がある。2001年7月で、中国の移動通信加入者数は米国を抜き、1億2,100万人に達した。これは、前年から3,500万人増加したことになり、2000年から2001年を通じて中国は、西ヨーロッパ諸国全体の加入者数以上の加入を実現したことになる。少なくとも、ある事業者は

2001年末で1億5,000万人の加入を予測し、他の事業者は2005年の中国では、3億7,000万人が移動通信サービスに加入していることを予想している。確かに、12億5,000万人の人口を持つ中国で、単にその10%が移動電話サービスに加入したとしても、中国市場を十分に潤すことができ、中国以外の国々で移動電話サービスの普及率が50%を越え始めた現在、中国市場は今後、高成長が期待できる。加えて送受信の「呼」に関し、中国では「呼」の受信者側であった過去から「呼」の発信者側への移行が料金構造を変えつつある。これは、インドでも同様の傾向が進んでいる。

移動通信部門以外でも、ICT 堅調度の強さを示す指標が経済の上でも示されている。北米のインターネット市場がその例であり、近年世界中の国々でも同様な傾向が見られる。ある専門家は年間のインターネット成長率が44.2%を持つインドに注目し、2001年に490万のインターネット加入者は2005年には2,100万人まで拡大すると予想している。中国では2000年末の2,250万人から2005年には7,700万人に達すると期待されている。アジアで生じている同様の現象がラテンアメリカ、東欧、アフリカ及びアラブ諸国においても起こっている。インターネットの成長は1999年から2003年におけるラテンアメリカの8経済政策のうち7政策を促進させることに役立つと予測されている。

明らかに、経済の発達を促す電気通信部門は世界のあらゆる部門のみならず、世界経済全体に恩恵を与えている。しかしながら、力強くそして可能性のある成長を続けるためには開発途上国が媒体となり、そこから生まれる経済上の反動を利用する基盤作りが欠かせない。現在では確かに、開発途上国の ICT 市場は過去より、次の新しい波を期待出来るまでに成長した。

2-1-3 続けられている法律上の再編成

世界経済が不況に入っているが、電気通信の再構築計画を廃棄する国はほとんどない。競争市場の成長、特に、移動通信市場では2001年中旬には明らかに電気通信改革が始まっているが、移動通信市場で競争規制を設けている国は、ITU189か国の連合員のうち35か国のみである。アフリカでも、移動通信回線数が加入者電話回線数を超えた国々が競争市場への傾向を強めている。

同様に、ユニバーサルサービスと相互接続を取り入れた競争政策は世界中のインターネットの発展に寄与しており、各国政府は次の政策及び規則の再構築を通じて、電気通信分野の成長を促そうと考えている。

- ISP 内の競争の促進；
- VSAT 端末使用を認めて、国際データ関門局の自由化の促進；
- 学校、図書館、郵便局、多目的共同体通信センター及びインターネットカフェにおけるインターネットアクセスポイントの増進。

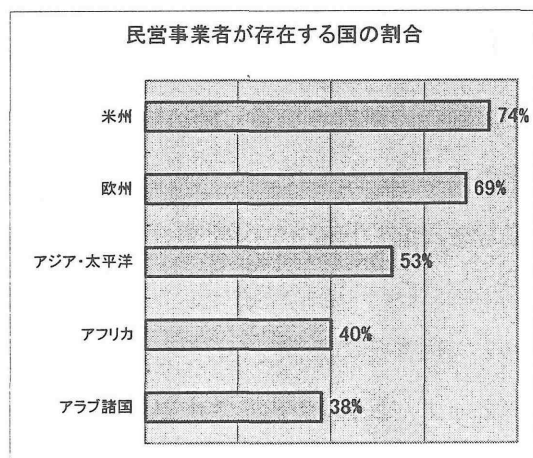
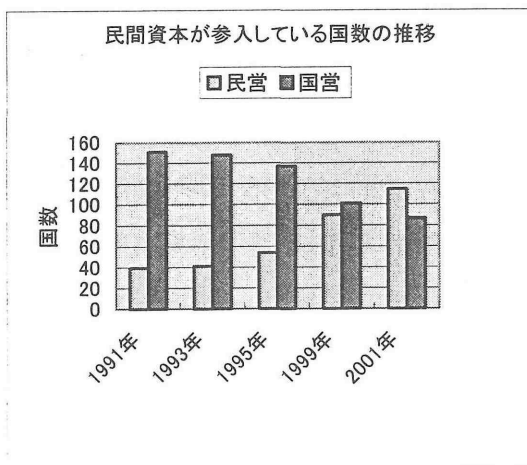
各国は事業者の運用範囲を拡大し、さらに多くのサービスを提供できるように制度の改良と規則の枠組みを構築し始めており、その中で、インターネットアクセスへの投資傾向を深めている。そして、これらの規則の枠組みを構築し、実行している国のみが長期的で安定した民間投資を ICT 部門に呼び込むことができているのである。

2-2 民営化の動向

2-2-1 民営化

2000年は、ITU 連合国の中で民間資本の参加を認めた通信事業者数(98社)が初めて、国営通信事業者数(90社)を上回った最初の年であり、2001年までで国営の固定通信事業者の時代は終わったと考えられている。2001

図表 2 民営化の動向



(出所) ITU, World Telecommunication Regulatory Database, 2001

年末には106国営企業が部分的にも民営化された。その中で、モリタニア及びニカラグアは完全に民営化された。

各国は電気通信事業者の民営化を積極的に進めている。理由として、ネットワーク開発に必要な資金調達を目的としているもの、政府の歳入を増やすためのもの、ネットワーク事業者に管理及び技術の専門家を育成する目的のものもある。世界的に俯瞰したとき、民営化している事業者全体数の33%は欧米人であり、反対に、アラブ人の事業者は単に8%にすぎない。

各地域での民営化率を分析してみると、米州は74%にも達し、世界をリードしている。欧州69%とアジアは53%の民営化率である。アフリカ及びアラブ諸国の民営化率はそれぞれ、40%と38%にとどまっている（図表2参照）。

民営化を実施していない国々が問題として考えている内容は、外資の流入ではなくて民営化に耐え得る魅力ある計画を引きつけることが出来るかである。2001年に民営化されたいくつかの国営企業は、不満足な市場に放り出されたものもあった。また、市場が活性化していないため、民営化を中止したり、遅延した場合もあった。結果として途上国で、2001年に民営化で成功した事業者はほとんどなく、政府が株式の販売時期を調整し、その株式の価格がインフラ整備及び利益がでるサービスを展開できると投資家が考えるまで、民営化の時期を調整している。

民営化を遅らせている国の中にホンジュラス及びエジプトがあるが、いくつかの国々は2001年末又は2002年初期には民営化を終了予定にしている。例えば、ブルガリアは2001年10月、ブルガリアテレコムを6か月以内に民営化路線に乗せると報道した。

少なくとも40か国以上で現在、固定回線事業者を民営にする過程又は計画で、また、そのどちらかであると報道しており、この中には、アフリカの20か国近くが含まれている。この20か国で民営化が実施されれば、アフリカ諸国の80%以上に民間資金が導入されることになる。同様に、少なくともアラブ6か国が民営化計画を推し進めている。これが成功した際には、アラブ地域で67%の民営化が実現することになる。

明らかに、投資家は年毎に多くの投資先を探しているか、現在の市場はそれを満たす政策的意図を見出すことは難しい。しかしながら、このような環境下でも、投資を引きつける手段に対応しようとする国がある。例えば、投資家は子会社が移動通信サービスを行っている固定回線事業者に関心を持ち、また、国際関門局の開設及び広帯域回線の敷設に積極的な事業者は、より回線価値

を改善できるとして関心を持っている。この中で、最も有効な投資呼び込み方法は、政府が効果的に規制機関を管理し、公平で透明性の高い法的環境を整えることである。

2-2-2 多国籍企業

増加する多国籍企業の典型はVodafoneである。Vodafoneは世界最大の移動通信事業者で、世界中で移動通信及び固定回線網を展開している。フランステレコムのような固定回線事業者はまた、ラテンアメリカ及びアフリカの電気通信事業者やISPに投資している。シンガポールテレコム (SingTel) はアジア太平洋地域への投資を続けている。MTN, Orascom テレコム, MSIのような小規模事業者はアフリカの移動通信網への投資を考えている。

これらの動向にもかかわらず、多くの国々は特に、固定回線事業者へ外国資本の流入を制限しており、2001年になっても、外国資本の制限を盛り込んだ新規則さへ承認している事実もある。しかしながら、このような政策を終わらせるような規制緩和の圧力があり、メキシコの連邦電気通信委員会 (Cofetel) は固定回線事業者の外国からの投資に関し、49%まで認める努力をしている。移動通信サービスに関しては制限はない。

いくつかの国では2000年、2001年を通じ外国資本による所有権規則を緩和してきている。アンゴラでは移動通信サービスのみ認めていた外国資本率をテレコム全体のサービスまで広げ、50%まで認めるようになった。カンボジアでは2000年には75%の外国資本の流入を多くのテレコムに対し100%まで引き上げたが、ただし、長距離通信回線は国内資本が51%でなければならないとしている。ハンガリーでも同様な動きがある。

2-2-3 事業者の統廃合

市場整備のペースはまた、市場の景気後退によって影響を受けている。1990年代の数多くの合従連衡は、ICT市場の発展に脅威をもたらした。しかしながら、2001年には企業の合併の動きは減速し、企業の吸収又は再組織化により、より複雑な動きになっている。このような景気後退の中でも、未だ、企業間の合従連衡は進められている。

一部の企業は買収よりむしろ、子会社化と負債部分の切り離しによる株価の上昇を狙っている。AT&TとBTとの連携は2001年に清算され、DTはケーブル事業の売却を目指し、企業の多くが資本を移動通信サービスに移動させ、BT及びC&Wがアジア太平洋地域に資本を投入した。この中で、Vodafoneグループはヨーロッ

パ方式（連携）を取らず、世界最大の移動通信事業者としての地位を築くため、世界中の移動通信サービスに関わる資産を取り込んでいる。

また、一部の企業は持ち株会社形式を採用している。AT&TはケーブルTVに1,000億ドル以上を費やした後、2000年10月、事業部門、消費者部門、放送及び無線部門の四つの会社に分割することを発表した。AT&Tは無線部門を分割したが、これは他の三つの部門の底入れを図るものであり、ケーブルTV部門の更なる支援を意図したものであった。しかしながら、市場はAT&Tが採った分割戦略とは反対に動いたと推測されている。

DTが米国の無線通信事業者、VoiceStream無線会社を249億ドルで2001年5月に買収した。この取引は、最終的な法律上での承認を得るまでに1年を費やしたが、

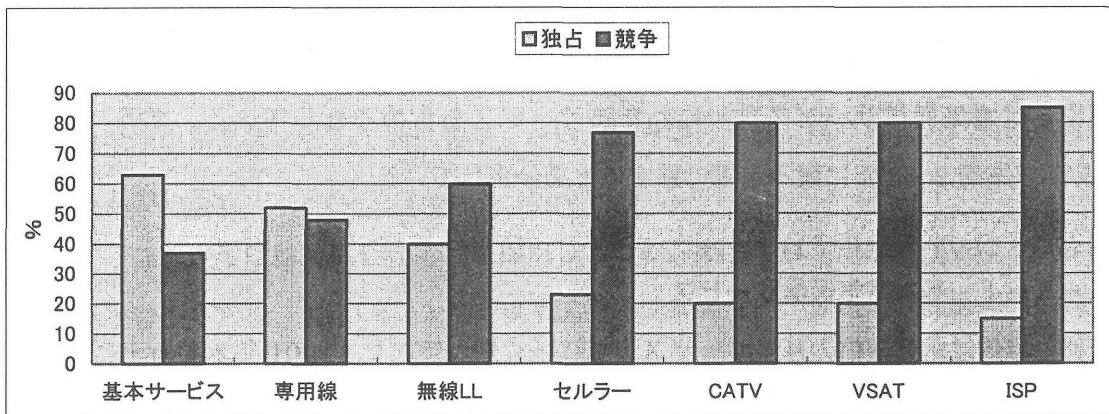
何人かの法律家は外国政府がVoiceStreamの44%の株式を所有することに関し懸念を示した。最も新しい合従連衡は、2001年1月にFCCによって認められたAOL及びTime Warnerの合併である。アジア太平洋地区では、SingTelがオーストラリア、インド、インドネシア、フィリピン、タイ、台湾、中国で買収に関し活発な動きをした。

実際、何人かのアナリスト及び市場関係者は、2001年は市場がより強固に成長するための市場整備の更新が始まった年と考えている。この中で、多くの企業が世界的な景気後退の犠牲になり、より強い競争相手により食い荒らされ、売りに出され、消えてなくなっている。

2-3 競争化の市場環境

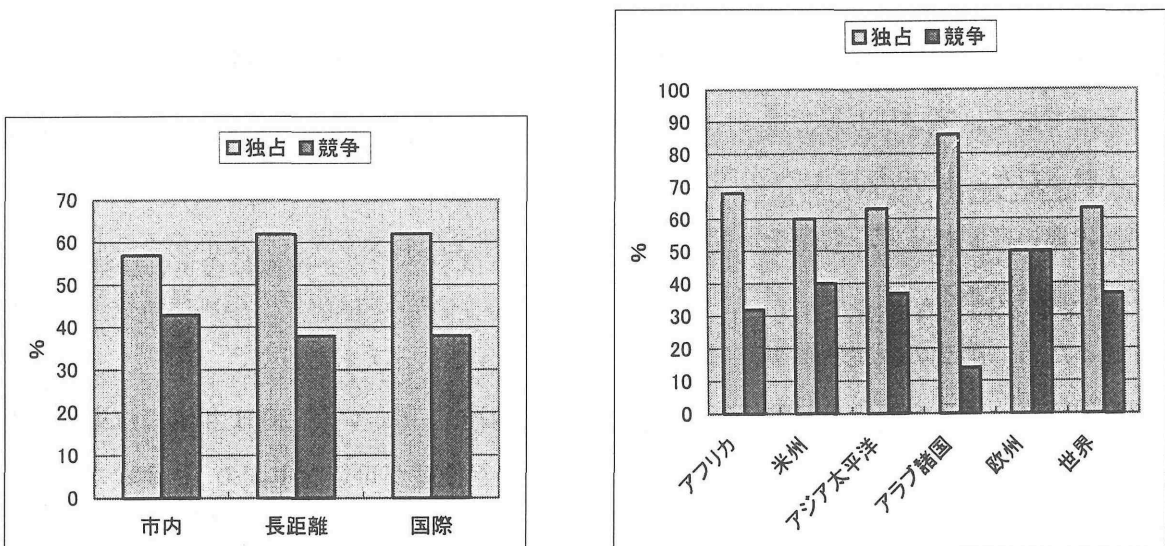
競争原理は現在では多くの国々において色々なサービ

図表3 特定のサービスに競争を導入した国の比率（2001年）



(出所) ITU, World Telecommunication Regulatory Database, 2001

図表4 基本電気通信サービスに競争を導入した国の比率（2001年）



(出所) ITU, World Telecommunication Regulatory Database, 2001

分野で採用されている。基本的な固定回線及び無線通信回線に競争原理を取り入れている国数は増加しており、この競争原理の採用により、市内、長距離及び国際電話の加入者が増加した原因と考えられている。

新技術はさらに競争化にある。国の86%がお互いのISP間の競争を認めており、81%がケーブルTVの競争を認めている。さらに、80%の国がVSAT端末整備に競争原理を採用し、78%が移動通信サービスでの競争を認めている。国の大部分(68%)はWLLサービス整備に競争原理の採用を承認している(図表3参照)。

自由貿易化の例として、東カリブ海諸国連合(OECS)の5か国は、12-18か月の協議の後、C&Wサービスに関しその独占を止め、競争による市場開放を行なった。この中には、国内の移動通信サービス、インターネット接続、VSAT機器が含まれている。ジャマイカでは2001年9月には完全自由貿易が完成した。この中で、ケーブル放送に含まれる事業には電気通信サービス全般にわたるサービスも含めるとしている。ボルパドスはC&W事業を2003年に競争市場に移すことを公表している。

2-3-1 基本電気通信サービス

独占形体は電気通信の基本サービス市場に多く残っており、2001年末でも未だ、79か国の市内電話サービス市場に競争が導入されたのみであった。加えて、66か国の長距離通信サービスに何らかの競争が導入されたのは2001年になってからであった。69か国では国際電話サービスに競争原理採用が2001年に了承された。

市場の自由化の程度は地域によって差があるが、基本電気通信サービスへの競争原理の導入は欧州で最も進んでいる。その欧州でさえ、その50%が自由化を認めているだけである。米州は42%、アジア太平洋州は38%であ

る。反対に、アラブの15%の国々で何らかの競争が基本電気通信サービスに採用され、さらに数年の間には徐々に競争原理が導入される予定である。アフリカ州では2000年以降多くの変化を遂げ、34%の国で競争原理が取り入れられた。1999年は16%の国々に過ぎなかった(図表4参照)。

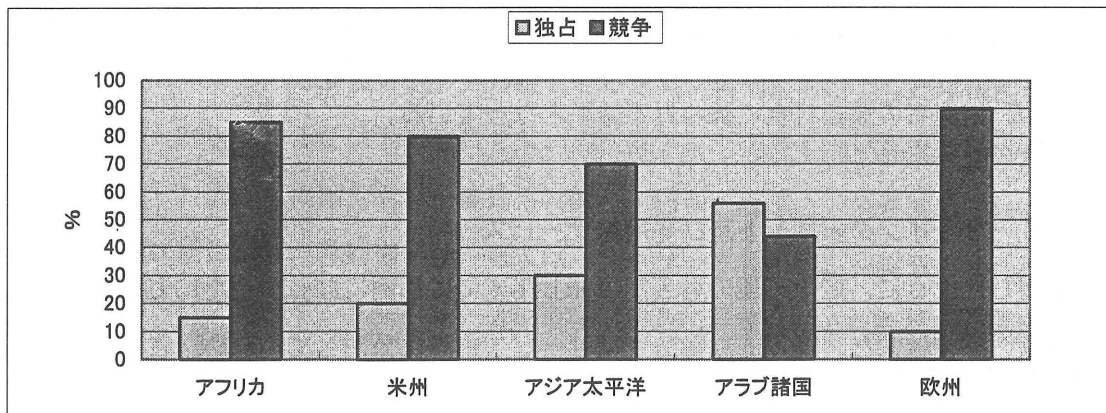
地域の違いに関わらず、競争を承認することと健全な競争の発展を理解することとの間で大きな違いがある。例えば、アフリカ諸国のいくつかの国は現存の電気通信事業者と競争させるため、第2の固定回線事業者の認可を行ったケースもあった。

国定通信サービスを競争の対象にすることは一般的に難しいが、2001年末には更なる自由化の兆しがある。例えば、China Railcomは相互接続が可能な中国の16地域で固定回線サービスを開始した。China Railcomが移動通信事業者として固定回線でも消費者に受け入れられれば、固定回線の加入者の増加につなげることが可能となる。ポーランド市場には新規の固定回線事業者が参入してきており、ペルーでは長距離事業者が多目的電気通信事業者として固定通信サービスを開始することが承認されている。これらの国(ボツワナ、モロッコ、チュニジアを含む)は、国内に固定回線事業者免許をさらに与えようとしている国々の先駆者となっている。

2-3-2 移動通信サービス

固定回線サービスがまだ自由市場に移行していないときには、ITU連合国の78%が2001年末までに移動通信サービスに何らかの競争原理の導入を承認していた。その内の約半分47%が完全な競争市場の導入、31%が準競争市場の採用であった。単に22%を占める35か国のみが移動通信サービスに競争原理の導入を禁止していた。最も制限の厳しいアラブ諸国でさえ競争原理導入の約束を

図表5 移動通信サービスにおける競争の導入



(出所) ITU, World Telecommunication Regulatory Database, 2001

確認し合い、2001年末までに、この地域の44%の諸国が競争市場へ移行した。しかしながら、未だ、アラブ9か国は独占体制を維持し、7か国はある程度の競争原理を導入している。

欧州及びアフリカではそれぞれ、88%と85%の国々が移動通信サービスに何らかの競争原理を導入しており、最大の競争推進者である。欧州の移動通信普及率は劇的に増加しており、多くの諸国で50%を超え西ヨーロッパばかりでなく東ヨーロッパでも同様の伸びを見せている。チェコは60%、スロベニアは56%、ハンガリーは30%に達している（図表5参照）。

「ITU アフリカ電気通信指標2001」(ITU Africa Telecommunication Indicators 2001)によると、アフリカ諸国の56%の国々で移動通信による競争が活発化しており、2001年末で2,800万人の加入者があると見積もられ、2005年までには9,800万人に達すると予測されている。

ラテンアメリカも移動通信事業の発展地域である。加入者数が急上昇しているが、一部の国々では未だ普及率は10%を超えにすぎない。しかしながら、これらの諸国が世界的な50-60%の普及率を持つまでに発展を遂げる大きなチャンスをそれぞれ持っている。いくつかの観測から、この地域の移動通信普及率は2002年末で20%を超え、2005年には35%近くに達すると予測されている。すでに、ボリビア、チリ、エルサルバドル、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ、ベネズエラでは加入者線電話数より多い移動通信加入者数を持っている。

高い普及率を持つヨーロッパでは移動通信に対する不満は明確にはされていないが、ナイジェリアの二つの事業者はその高い通話料金により批判的となっている。その理由はライセンス料が高額なため、それを通話料金で補填せざるを得ない必然的な要因によっていると分析されている。実際、各国政府は高額なライセンス料で政府の財政を支える必要性から、競争原理の導入規模を議論し、サービスを育成することによりユニバーサルサービスを満たす議論を進めざるを得ないのである。

2001年の経済後退は3G周波数ライセンスの落札料金が劇的な降下をもたらした。一方で、2001年に行なわれたナイジェリアの第2世代ライセンスオークションでは、二つのGSMライセンスオークションと他の一つのライセンスを現在の事業者Nitelへ売却することにより、8億5,500万ドル収益をあげた。しかしながら、ナイジェリアの不安定な電力事情から生じた事業者自身の発電機の設置義務により、事業者の経常経費の増加を招き、これが、消費者の通話料金に跳ね返る結果となっている。

2-3-3 インターネット及び専用線サービス

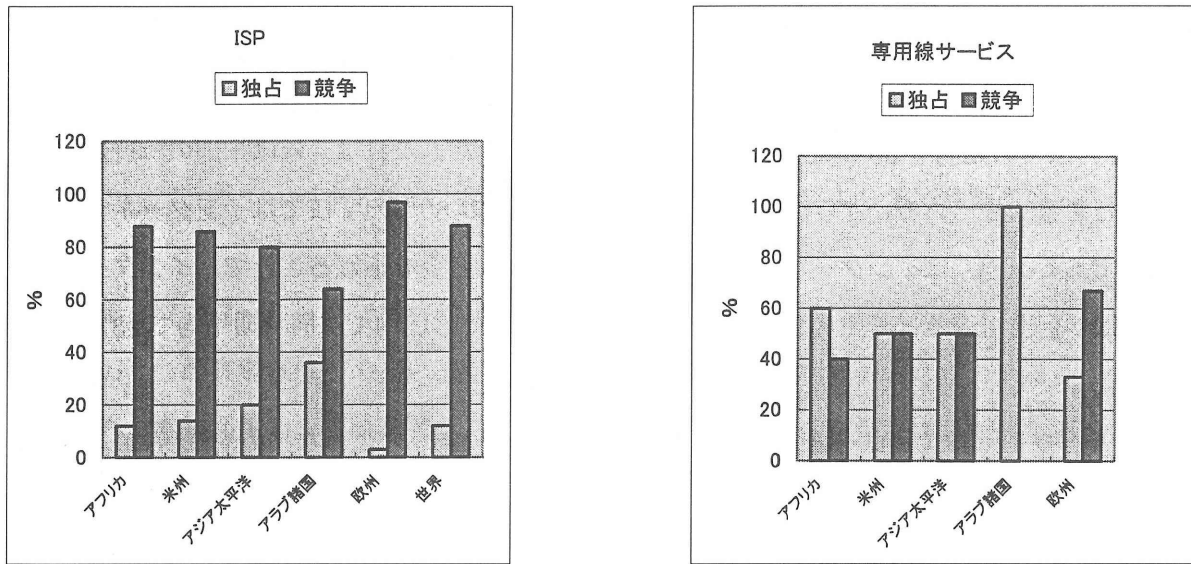
上述したように、競争原理の導入が2001年末には通例になってきたにもかかわらず、大多数の国では未だ、基本的な電気通信サービス市場は公開していない。さらに、専用線サービスに競争原理を認めている諸国は全体の48%以下となっている。この二つのサービス市場における競争の不採用がより広範囲のインターネット接続を妨害している。競争原理を採用していない市内及び専用線ネットワークサービスでの高額通話価格は、インターネット接続をさらに高額にしている。このことは、世界のインターネット発展に影響を与えるかもしれない（図表6参照）。ここで、ITUは2002年には世界のインターネット利用者数を6億5,500万人になると推測しているが、インターネット市場は移動通信市場のように画期的な成長を遂げている訳ではない。

開発途上国においては、使用者は家庭ではなく、会社やインターネットカフェのような公のアクセスポイントでインターネットにアクセスするのが一般的であり、廉価のインターネットアクセスがより大きなインターネット網を進展させるという議論はほとんどされていない。2001年3月に、ECはインターネット接続可能なEU内の家族数が、2000年3月から10月までの期間で55%増加したと報告した。これは、ほぼ米国の所持数と同数になったことを意味している。さらに、EU諸国内の80%の学校ではインターネットアクセスが可能である。EUはインターネットアクセス料金を下げることで、インターネットの急速な発展が促進できると考えており、そのため、EU内では同時期平均で23%の値下げを行なった。

VSAT及びワイヤレス・ローカル・ループ(WLL)のような技術を代替にして開発し、市場に持ち込み、インターネットをもっと競争環境に置くという余地は残されている(図表7参照)。これらの技術は、広帯域回線基盤が未だ高価格又は利用が可能でない地域で特に、より効果的な価値を生み出すと思われる。世界の86%の国が2001年までにISPに関し、それに競争原理を導入した。地域差があるにしろ、ISP部門では顕著な競争市場への移行が示されている。アラブ諸国では64%、ヨーロッパでは97%が、ISP部門の競争原理の導入を行っている。

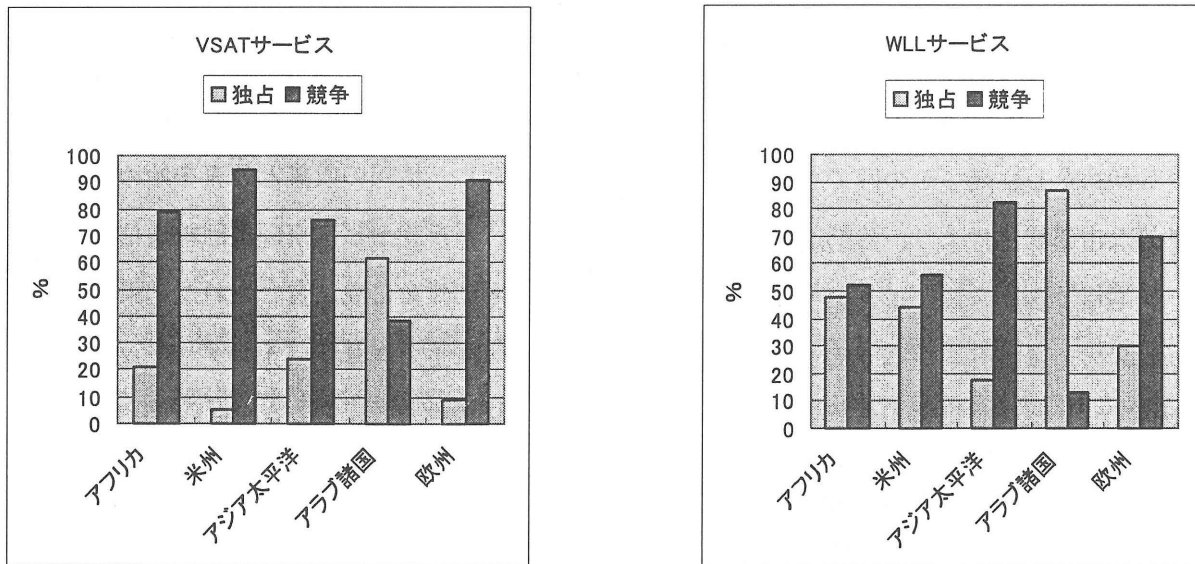
専用線価格の監視、競争環境の整備、インターネット相互接続設備の整備を通じてインターネットサービスをもっと普及させセルラー化させるため、各国政府はさらに積極的な介入を行っている。2000年、ECは公表されていないか又は大きな変更もない専用線価格をチェックし始めたし、幾つかの国でも専用線価格に関し、情報の収集と公表を始めている。

図表 6 地域ごとのISP及び専用線市場の競争導入状況



(出所) ITU, World Telecommunication Regulatory Database, 2001

図表 7 地域ごとのVSAT及びWLLの競争原理導入状況



(出所) ITU, World Telecommunication Regulatory Database, 2001

流動的な市場状態により、移動通信サービスは、音声サービス用固定回線通信サービスをデータ通信サービス及びインターネット接続市場に雑多に混ぜ合わされた結果、固定通信サービスの市場占有率が減ってきている。公正な競争を保証し、インターネット使用者に低価格でサービスを提供するため、ボツワナはISP事業者に対し、公正にISP事業者が競争できるような余地を残すことを要求している。

2-3-4 ケーブルテレビサービス

81%の国々が2001年には各CATVに競争原理を導入することを宣言したが、殆ど実現されていない。例えば、ほとんどのアフリカ諸国はCATVに競争を持ち込むことを了解したが、しかしながら、これらの国の中で、たった一つのCATV事業者さえ持つことは出来なかった国もあり、さらに、複数のCATV局の設立がほとんど出来なかった現実がある。規制当局もCATV事業者をより競争状況に置く対応方法を見つけ出せなかったかもしれないが、中には、CATV事業者にCATVを

いる。

このような中で、各国はまた、関連する ICT 部門の概念に適合するようユニバーサルサービスの定義を変化させつつある。図表 8 はインターネットアクセス、e-mail 及びデータサービスをこの定義の中に含めるといふ動向の成長度を示している。米州では、ボリビア、サン・ビンセント及びグレナディン、ベネズエラがインターネットをユニバーサルサービスの範疇に含めている。

幾つかの国ではユニバーサルサービスプログラムによって、地方の市町村に各種サービスが持ち込まれるように目標を置いている。チリは、これら市町村に電話の敷設を促すため、逆オークションプログラムを始めた。ライセンス当局はライセンスの中にユニバーサルサービスの義務を含めようとしており、インドでは、固定サービス事業者が2002年3月までに固定回線網を全ての町と接続することを求めている。

多くの国々では、競争環境下で前払い移動通信サービスがデファクトサービスになっており、この方式により、移動通信サービスは大衆性及び普遍性をもったサービスになったと考えられる。しかしながら、移動通信サービス加入者数の増加が、必ずしも、ユニバーサルサービスの普及の指針になっている訳ではない。加入者の多くはすでに、加入者固定電話回線を持つ中間及び高所得者層を含み、これらの加入者が複数のサービスに入ることにより、移動通信サービスの成長を支えているのである。

広範囲な ICT へのアクセス時に、しばしば技術では対処できない予想しがたい障害にぶつかることがある。例えば、インターネットが英語で書かれているために、多くの人々が内容を理解できないことがあげられる。さらに、ICT の開発は、保険、教育及び貧困に関連する社会福祉面の隔離度も含めて検討されている訳ではない。いくつかのアフリカ諸国や同様の国々では、先進国に見られるインターネット普及率を支えている安定した電力供給基盤さえ持っていないのである。

各国はそれゆえ、この現実を克服する方法を、例えば、地域又は共同体アクセスセンターの統合化によってインターネットの普及を実現する方法を検討している。21世紀の初めの10年で、ユニバーサルサービスはさらに包括的になるように見える。必要な法規制と ICT 技術を携えたユニバーサルサービスは、教育、保険及び公益事業関係者のインフラ政策を ICT で統合して行く政策アドバイザーの役割を果たすことになる。

2-3-6 国際貿易と WTO

WTO における電気通信分野での協議、1997年の WTO の基本電気通信協定 (BTA) は GATS の第4番目の手順 (Fourth Protocol) が署名された後でも終了していなかった。BTA が結論に達したとき、69か国は電気通信市場へのアクセスに関するコミットメントを出し、その後、複数の国が WTO に加入するというコミットメントを提出した。2001年終わりまでに、86か国 (22の先進国、その他66か国) がコミットメントを作成し、その中には、中国、台湾も含まれる。中国は2001年11月に WTO への加盟が承認された。

加えて、WTO での協議は、全てのサービス貿易をカバーする本来の協議の一部として、正式には2000年1月に開始された。個別協議は GATS により指示されていたが、これは、包括協議の一部として見なされる。2001年11月、カタール、ドーハでの WTO 大臣会合は全ての部門で、多国間貿易協議の包括的ラウンドの開始を決めた。

ドーハ会合前でさえ、10か国から電気通信協議の新ラウンドに対し、いくつかの提案がなされていた。このうち3か国は途上国からであり、自国電気通信の改革に基づく積極的な開発に関する提案であった。全ての提案は基本及び高度 (basic & enhanced) な電気通信サービス全般にわたり、全て協議を必要としていた。多くの提案の中に見られるある種の貿易改良案には海外からの投資及び事業者数の制限を緩和する提案が含まれていた。また、付加価値のある固定回線、移動衛星回線サービスの自由化に関し、その義務を確実に履行すべき文面が含まれていた。提案は法律上の問題及び政策上の課題も指摘しており、さらに、1997年に BTA に添付された電気通信の規定原理、すなわち、参照文書の内容を実施していくことが強調されている。この間、WTO 加盟に必要な受入れパッケージの一部として、中国は共同企業体の形で外国企業の電気通信サービスへの参加を認めた。この受入れパッケージでは、移動通信サービス共同企業体の認可は中国政府によって速やかになさなければならないと定めている。しかしながら、WTO に約束した義務を実施するために必要な新電気通信法の制定は2002年3月前に実施できずにいるが、中国政府は情報産業省及び電気通信関係機関を競争及び自由化の流れに向け調整するため、新しい委員会を設立したと報告している。

2-4 新しい規制動向と技術・システムの多様化、進展の早さ

民営化及び競争原理の導入のような電気通信部門の改革手段に加え、規制機関及び政府は、相互接続、3 G

サービスライセンス、広帯域網の敷設及びインターネット管理に関する数多くの法律の制定に直面している。

2-4-1 相互接続

相互接続に関して、ITU 連合国は相互接続規則の立法化に努力している。189か国のITU加盟国のうち106か国が相互接続に関して、規則、法律又はその他の文書形式に関わらず、その枠組みを定めている。

70か国ではサービスの重要性にかんがみ、全ての移動通信事業者に相互接続の義務を課しており、現在では、この義務は固定回線事業者に課している数より多くなっている。中立的な技術を採用する傾向の中で、72か国はあらゆるタイプのネットワークに関する相互接続の枠組みを持っている。

ローカル・ループ・アンバンドリング (Local Loop Unbundling) に関して EC は、広帯域インターネット接続及びその他のサービスをより早く配備する手段として、ローカルループの自由化が必要であると見ている。そのため、EC は全ての EU 加盟国に対し2000年末までにローカルループを自由化する指令を出した。しかしながら、2001年に入り、各関連事業者から遅い自由化へのペースに関し批判が続出し、ある事業者はDSL サービス整備にマイナスの影響を与えると指摘している。このような状態ではあるが、現事業者は彼等自身のDSL サービスの準備をすすめている。

WLL の自由化に関して EU の指針が全てではないのである。2001年末までに、単にITU41連合国がローカルループの自由化を認めているだけである。事実、ラテンアメリカでは、その内の約25%の国々がローカルループへのアクセスを求めているのみである。一般的に、この自由化はより高所得国において好意的に受け取られているが、2001年末ではOECD加盟国の4か国はローカルループの自由化計画を確立できないでいる。幾つかの国は異なる方針を立て、広帯域アクセスを整備するため、他のインフラ整備を助成している国もある。ブラジル及びスイスはWLL 事業者にDSL の免許を与え、ブラジルはWLL 加入者を世界で最も大きくしようとしている。

2-4-2 3G 移動通信サービスライセンス

3G サービスは移動通信とインターネットアクセスサービスの接続を可能としている。このサービスの高い需要を見越して多くの国々ではこの2年間に3G ネットワーク事業者にライセンスを発行し始めているが、高い入札料に起因した論議がある。

2001年末までに、3G ライセンスは世界中で100以上

の企業に与えられ、また、他の多くの国では、近い将来、3G ライセンスの発行の準備がなされた。米州のアルゼンティン、チリ、ジャマイカ及びベネズエラでは、2001年末又は2002年初期に3G サービスのライセンス発行を予定している。

UK 及びドイツの3G オークションではそれぞれ、335億ドル及び458億ドルの値をつけた。その後、3G 購買力の熱意は急速に衰え、フランス及びシンガポールではほとんど入札者を出せなかった。何人かの解説者は新方式をあおって高収益を得た欧州政府を批判し、これらの政府は事業者が資産を売却し、事業整備を進めるため高い債務を強いられたその上で安穩としているとも批判もした。一方で、英国及びドイツでのオークションでは政府が決めた最低入札価格を大幅に上回ったことも事実である。実際、高落札価格は政府によって導かれたものでなく、企業が持つ将来の3G 市場への期待から導かれたものであり、当時は、スペクトルを得るための膨大な支出も正当化されていた。

それ以後、技術的問題及び事業的観点、そして、3G ネットワーク整備の遅れからくる事業サイクルが後退傾向に向かい、そのため、3G スペクトルの需要が顕著に冷えてしまった。このような状況の中で、デンマークは2001年9月に4つの3G ライセンスオークションを行ない、そこで、各ライセンスにつき約1億1,800万ドルの収益を得、成功させたが、英国、ドイツで行なわれたオークション収益と比べるとはるかに低い価格であった。

英国及びドイツで成功した3G 事業者は2001年になってそのオークションでの財政的影響を最小限にするよう試みている。いくつかの事業者は他の事業者とネットワークの共用許可を求めて、規制当局と交渉しており、ある事業者は3G 落札価格の分割支払いを決められた計画で行なうことを拒否もしている。その中には、価格を下げる交渉も含まれている。一つの例では、フィンランドのソネラはノルウェーにおける3G 網の敷設にかかる負担より、ライセンス返上の道を実際を選択した。

オークション又は美人コンテストがライセンス授与に関し最も公正かつ能率的かについての議論が続けられている。実際、どちらの方法を採用しても、獲得できる金額に大きな違いはない。ある政府は比較審査方式を採用している中で、高額なライセンス料をセットしたが、市場を反映して入札価格は低調であった。このような状況下で、2001年9月に行なわれた香港 SAR での進歩的な混合方式が増加する方向にある。これは、入札者がMVNO として知られる再販業者のために通信容量の約

30%程度を余分に取っておく方式である。これにより入札価格を低減できると期待されているが、最終的にはさらに厳しい競争市場を作り出すかもしれないと考えられている。

2-4-3 広帯域サービスの法制面

2001年10月、ECは2005年までにケーブル接続及びADSLがインターネットアクセスの基軸技術になることを予測した。そして、通常の電話によるインターネットへのアクセスはインターネットアクセス全体の単に25%程度にしかならないと指摘した。さらに、ECは光ケーブルのような技術はこの10年の後半で広帯域通信の基軸技術になるとしている。

広帯域伝送で緊急の課題は、国内及び地域経済の関係で、規制機関における対応が重大な項目になってきたことである。2001年6月現在、広帯域ネットワークへの加入者は約2,200万人になり、6か月で800万人増加した。2001年の大多数の広帯域利用者はDSL又はケーブルモデムを利用しているが、世界のある地域、国では、他の広帯域技術である衛星、FWAを利用したり又はアパートに設置するようなLANが利用可能となってきている。韓国は広帯域通信で、全家庭の1/3が加入して最大の加入者を有している。また、シンガポール、香港SAR、及び台湾を含めた他のアジア経済圏諸国はカナダ、米国、スウェーデンと同じ様に広帯域市場の先頭を走っている。

各国の課題は、いかにして広帯域伝送をより促進することであり、特に、各国の過疎地域における広帯域サービスの普及が最重点課題である。種々の政策には韓国、マレーシア、シンガポールで行なわれている徹底した広帯域サービス普及計画に基づく積極的な関与から、ニュー・ジーランド、スイスが採用している全てを民間部門にまかす、自由放任主義的方法までである。

今、緊急に法的な対応を必要とする他の分野は、競争するメディアサービスに関する規制問題と多重所有権の問題である。ケーブルTVと電話会社で顕著な競争するメディア競争はインターネット関連市場を生育させるために必要であるが、一方で、既存の公衆電気通信事業者がまた、主要なケーブルTV会社の株を所有しているスカンジナビア諸国の場合もある。このような場合は、競争はほとんど起こっていない事実も明らかになっている。

この状態の中で、関連事業者は広帯域ネットワークの敷設資金を呼び込むための努力をしている。広帯域関連インフラへの投資の必要性は、ベンチャー企業への投資資金が最も欠乏する時期と一致する程高くなるものであ

り、現在は、過去10年間のどの時期より資金が欠乏している。現状は、多くの既存事業者は株価の下落と重い負債に直面し、多大の投資資金を必要としている。ケーブルTV会社の財政状況はさらに悪く、先進国では、広帯域サービス関連の市場に参入を果たした新しい事業者の多くは、一般的な景気減退の影響もあり、財政上の困難さに直面している。規制機関は結果として、広帯域網の整備が思うようにスピードを上げられない認識を、一時的にはせよ強めている。

2-4-4 多言語ドメインネームと ENUM

インターネットメール及びWWWアドレスに必要なドメインネームは、現在、ラテン文字を使用していない国においてでさえ、ラテン語(ASCII)の限られた文字を使用してできている。インターネットwebページが多くの言語に翻訳できるので、最近まで、インターネットのドメインネームシステムを国際的にする試みはなかった。しかしながら、多言語ドメインネームの使用が増大し、これがより問題を複雑にしつつある。技術的な相互運用性問題は別として、次の問題がある。

- 多言語ドメイン及び最初のドメイン用適切な行政上の調整；
- 競争原理の導入政策と市場アクセスの決定；
- 知的所有権及び討議の結論；
- 言語に付随する文化、社会問題。

作業はITU内でインターネット電話番号割当て手順(Internet telephone number mapping protocol)を進めるため行なわれており、ENUMとして知られている。ITU-T SG 2がENUMを管理するための原則及び手順について厳密な審議を行っている。各国の番号認証機関及び使用者側の承認が必要であるが、現在のENUM案では、単一の番号で色々の端末及びサービスへのアクセスが可能となっている。この中には、電話、ファックス、e-メール、ポケベル、移動電話、インターネットのサイト、言い換えれば、URLを持つ全てにアクセス可能となる予定である。

2-4-5 サイバー法融合とその時代

電子商取引と電子的なファイル伝送の新しい融合の形として、電子政府、電子医療、電子教育が普及する見込みが高い。各国政府は、この新しい形体に必要な規則及び法的問題に答えるため、新しい法律を作成、審議し、新しい規則を創案しつつある。これらの法律の中には電子署名及び取引の使用を管理する法律と同様、インターネット利用者の個人情報の保護関連法も含まれている。オーストラリアでは承認された電子文書を個人文書とし

て使用することが法的に認められている。ラテンアメリカのコロンビア、メキシコ、ペルー及びベネズエラは電子署名を認める法律がある。

シンガポールのIDAは、ある認証機関に「国民の必須基盤(PKI)」の一つとして、電子的証明書の発行、保留、削除の権限を認めたライセンスを発行している。IDAはこの認証機関を信託電子公証人として定め、そこで、本人かどうか及びその電子署名を立証できるようにしている。多くの国では融合ICTネットワークとサービスに必要な法的及び規則の作成に向け、色々な試みが行なわれている。

2-4-6 規制機関の設立

ICTサービスから生じる利益は効果的な、透明性の高い規制機関の設立から主として生じている。規制機関を設立した国数は2001年末で、既存の固定回線事業者に民間投資を認めた国数を超えた。また、基本電気通信サービスに競争原理を認めた国数も超えている。ただ、移動通信サービスに競争原理を認めた国数127のみが規制機関を設立した国数を超えている。ただし、110か国以上が2001年末までに規制機関を設立し、2005年までには140機関になると予想されている。ITU 連合国が部門の改革にこの問題を重ねたことを反映して、規制機関設立のスピードは早まっている。サウジアラビアは2001年中頃に新しく規制機関を設立した。同様に、ニュー・ジージーランドは商業委員会の中で機能する電気通信委員会委員を定める法律を制定した。

これら規制機関は公正な競争を実施することが指示されており、次のICTサービスが保証されている。

- ・多くの人々の利用可能
- ・より多くのサービス
- ・高品質のサービス
- ・広い範囲の分野

電気通信市場状況が難しく変化するため、規制機関は投資家を安心させ、その市場を安定させることが必要である。規制機関は公正な競争の仲裁人ばかりでなく、ICT部門の促進、開発者になりつつあり、しばしば、新技術、サービス及び産業の開発及び整備のための役割を担っている。また、規制機関は技術及びサービスをユニバーサルサービス等、新しいサービスプログラムを通じて受入れ、使用することを促進している。しかしながら、これら規制機関の役割り以上に、効果的な規則を作り上げることがはるかに重要である。

3 ITU 改革

第3章では第1章及び第2章で述べた電気通信市場の動向

に対し、ITUが管理上、組織上及び実際の業務上どのように対応しつつあるかを解説する。

3-1 RAP 報告

ITU改革に関し、ITUはインターネット時代のインターネットの管理に関し、どのような役割りを担うことが可能か、また、官民一体の組織にできるか等を連合外部から推進するため1999年10月、ITU改革アドバイザーパネル(Reform Advisory Panel:RAP)を設立し、「ITU改革に関する明確な手引きおよび勧告を行うこと」を目的として勧告を受けた。概要は次のとおりである。

a) 官民の連携(理事会の意思決定プロセスへの民間セクターの参加):ITU改革はITUの国際的な信頼性を保持しより強めるため、官民部門の連携体としての共通の将来像を求めている。連携の個々の役割りが明確に定義され、両者がそれぞれの権利と義務を果たすことが求められている。ITUの意思決定機能は高度で、競争的な電気通信環境を反映したものであるべきであり、規制機関が広く公共利益の仲裁者の役割を果たす一方で、民間部門は先導的な役割を果たすべきである。理事会での意思決定過程は、可能の限り民間部門の参加を踏まえて見直されるべきと考えられる。官民部門間で決定過程の方法が過去に訂正された事実があり、財政的な面でのバランスも従って、改訂されるべきである。

b) 無線通信、有限資源の活用(周波数利用及び衛星軌道調整機能の強化(紛争処理)):ITUは条約の中に機能を含め、世界的レベルで効果的な調和を図る役割を演じつつあるべきであるが、紛争解決を含め、スペクトルの使用、衛星軌道の間隔に関し、地域、地域間及び二国間の調整をより容易にできるより強い役割りを持つべきである。改革過程は「紙の上のみの衛星」に関連した問題を解決すべきであり、可能なら、この過程は衛星調整の積み残し作業を減らすため簡素化されるべきである。

c) 標準化(標準化活動にプロジェクト方式の導入):ITUの強さは、全ての国が参加可能な世界規模の標準化機関であることであり、将来のITUの役割りは如何に迅速な処理が出来るか、世界的な合意と透明性を、他で開発した標準に付加するかにより、価値の付加、品質の向上がいかにか出来るかどうかにかかっている。ITU-Tは異なる標準化機関及びフォーラムの中での会議を招聘しながら、協調のための調整係になることができる。特に、インターネット及び電気通信ネットワーク間、また、固定通信と移動通信間の相互

- 作業に関しそれが可能である。この場合、ITU-Tの新しい役割りは、現在ほどの多くのSGは必要ないが、ITUの標準化活動はITU-Tがリーダーシップを取れる分野、例えば、光伝送、音声サービス、番号の番号化、ネットワーク管理の分野に集中することになる。ITU-Tの作業は、インターネットの開発を助ける民間部門とその作業方法を含んだ一般的プロジェクトごとの作業となる。
- d) 電気通信開発（技術支援に加え市場形成を意識した政策的支援への拡大）：ITU-Dの業務の目的が重要になる。電気通信市場の規制に必要なすばやい対応策により、法的専門知識及び人材の不足は広く顕著になってきている。ITUはその活動の焦点を技術支援から途上国における真の市場枠組み規則の確立に向けるべきであり、情報格差を是正する活動に向けるべきである。これを達成するには、民間部門からの多くの参加及び開発銀行、特に、世界銀行との密接な協力関係が求められており、地域事務所の機能強化が求められている。
- e) 政策課題（政策・問題の国際的フォーカルポイントの役割り強化）：
- ・政策関連分野：ITUは電気通信政策及び規制関連の審議に関し、国際的に中心的役割を果たすことができる。ITUはフォーラムを提供し、そこで、各国の規制機関は重要な問題を議論し、規制すべき課題を得ることになる。事務総局内の政策問題に対し、法的専門知識を持つ1つのセンター又はプロの知識センターを創設し持ち込むことは可能である。ITUは最も実施可能な政策を異なる国々から集約し、対照させることができ、専門知識の統計を持つ保管場所としての役割も果たすことになる。
 - ・インターネット及び融合：ITUはその所掌分野において、世界規模の調整者又は総括者として有益な役割を果たすことができる。そして、インターネット及びe-Commerceの成長を妨げている色々の国々の政策とルールに対して、調整係として活動することも可能である。ITUはまた、民間部門及び他の機関によって開発された貢献に対し国際的な信頼性を与えることが可能であるが、専門知識としては核とはなっていないコンテンツのような課題は避けるべきである。
 - ・協力：ITUは電気通信に関連した地域及び国際機関（例えば、WTO）及び投資ファイナンス（例えば、世界銀行）とさらに密接な協力活動を演じるべきであり、国際的両立性の促進、競争性の排除のため異なる機関との協力に関し、指導的役割を果たすべきである。
- f) 紛争調停（紛争調停のメカニズムの官民への提供とITU手順の見直し）：ITUは国際的な紛争を解決するため中立で、効果的メカニズムを政府及び民間部門に提供することができる。この場合、連合員及び民間セクターは、紛争調停を管理している既存のITU手順見直しに好意的である。
- g) ITU作業方法及び管理（専門家会合などを活用し事前のコンセンサス形成の強化、選挙制度の見直しと事務総局長の推薦に基づく任命制の導入）：
- ・可能なら、会員間により進んだコンセンサスの設立方法が強調されるべきであり、注意深く、議事次第が計画されるべきである。これは、大きな意思決定会議および総会の前に、地域調整会合及び専門家会合のような異なるタイプの会合に求められる。理事会の権限は、必要なら、多数決で関連の政策課題を速やかに採決できるように改訂すべきである。ITUは緊急の政策課題を処理するため、特命事項を持ち、限られた期間内で処理するアドホックの専門家グループをより利用すべきと考える。この場合、電子的な作業方法は最も効果的と考えられる。
 - ・ITUを動かす責任は事務総局に残し、連合の運営のためにより大きな権限と責任を与えるべきである。現在の役員選挙は時間がかかり、非能率的である。役員指名と承認の高能率処理が必要である。RAPの民間セクターは事務総局長が適切な機関の指名で、もちろん、能力の高さと地理的バランスとを考慮して、候補者名簿を提案すべきだとしている。
 - ・ITUは卓越した品質とコスト的にも効果がある、はるかに柔軟性の高い管理方法を求めている。このための核となる課題と流れに向けた方法が部門間の協調をより容易にすると思われる。衛星計画の届出に関する積み残しのよう、ある分野では、巧みな処理が迅速な結果をもたらす。RAPのメンバーの何人かは、作業用言語に英語を用いればそのことが可能と感じている。これはコストを減らし能率を大幅に増加させることになる。
 - ・改革過程を促進するため、外部の専門家グループが公開期日までに完全な勧告を作成するため指名されるべきである。
- h) テレコム(各テレコムイベントの再評価)：テレコム行事の再構築は改革過程で重要な部分である。特に、民間企業は、テレコム及びその行事の管理、機関、監督の見直しを求めている。

3-2 ITU改革作業グループ報告

情報通信市場を取り巻く環境に迅速にITUが対応できるように、外部専門家からの勧告、RAP勧告を受けているが、ITUは内部的に改革を推進することが求められており、その作業のために、改革作業グループ(WGR)を創設し勧告を取りまとめた。WGRは1998年ミネアポリス全権委員会議決議及び1999年理事会決議に基づき設置されたもので、1999年4月の第1回会議から2001年4月の第4回の最終会議を通じて、今後の審議のための基礎資料となる重要課題の整理及びITU改革に関する40の勧告「WRG勧告」をとりまとめている。

ここでは、標準部門すなわちITU-R及びITU-Tの改革に関するWGTの勧告を中心に述べる。

3-2-1 新しい電気通信環境における連合の使命と役割

UNに属する政府間組織であるITUは未だ、独特で重要な組織であり、連合員及び民間セクターとの間の能率的な協調システムを促進している。ITUは21世紀の世界的情報社会において先導的な役割を果たすものと考えられており、WGRはITUの連合組織の価値を下記のように認識している。

ITUはグローバル化及び融合で特徴付けられる電気通信環境に対しその活動を関連付ける必要があり、政策及び規制問題を取扱うばかりでなく、また、能率的で魅力ある手段で技術の標準化問題にも対応できる機能を持っている。ITUは連合員及び民間セクターをそのような環境の変化に指向させることが求められている。

3-2-2 連合員、民間セクター及び準会員の権利と義務

理事会へは、民間セクターはオブザーバーの資格で出席が認められているが、加えて、勧告の最終承認過程への参加に関し、民間セクターの権利を強める提案がWRGからあった。

3-2-3 衛星ファイルの積み残し

WRGは衛星ネットワークファイル処理の積み残し問題を議論し、事務局の処理能率の改善、ファイル数の制限等について結論を出した。この問題に関する理事会審議用の特定勧告はR1,R2,R3である(WGR勧告1,2,3)。

3-2-4 無線通信規則委員会(RRB)の使命、役割及び機能

WGRはRRBの機能及び組織に関するいくつかの課題を審議した(WGR勧告4)。

R4: WGRは独立した組織としてのRRBの役割及び業務は、次の項目を含むべきとすることを確認する:

- a) BRからの答申に関し、公正な決定を行うこと;
- b) BRによって開発された手順規則(Rules of Procedure)を承認すること;
- c) 連合員に不都合な効果を与えないで、手順規則が透明な手続きで開発され、承認されたことを保証すること。

政府間の紛争を調停し、策定決定権限を有する独立機関の必要性が検討された。RRBがこの責任を担うための権限を与えることの妥当性も検討された。この中で、RRBは無線通信規則の解釈の違いを解決するために、各国主管庁を支援する仲介者の役割を保持しているとの見解もあり、このためRRBの役割の変化について、さらに検討されるべきとの意見もある。

3-2-5 RRB選挙

WGRは委員会メンバーの数及び地理的配分について審議した(WGR勧告5)。

3-2-6 世界技術標準を開発するための新規の組織及び体系

WGRは世界標準の開発を促進するため、新たな組織及び体系についてWGR勧告6で次のように勧告している。

R6: 作業グループで表明された異なる見解を考慮して、WGRは理事会に対し次のように勧告する:

- a) WGRは電気通信標準化局長に対し、暫定フォーラム(Pilot Forum)に関するTSAG活動報告書を2002年のITU全権委員会議決(PP-02)に向け用意するよう要求する。
- b) WGRはPP-02が、連合員及び民間セクターが参加する技術勧告(非政策又は非規則)最終承認に関し、2段階の実施承認手順が可能かどうかを検討することを勧告する。
- c) WGRはPP-02が、フォーラムを設立すべきかどうか及び可能なら、どのようにすべきかを検討することを勧告する。

WGR勧告6に関する論議内容を付録に示す。

3-3 その他のITU改革項目

RAPによる「改革のための検討と勧告」を参考にして、WGRはこれまで述べてきた標準化部門(ITU-R, ITU

-T) 以外の業務, 事業についても幅広く議論し, それを ITU 理事会に勧告として提出している.

a) 電気通信開発部門

- R 8 : ITU-D の使命と役割の強化 ;
- R 9 : SG に替わるプロジェクト管理グループ(Project Managing Group) の設立 ;
- R 10 : TDAG の所掌範囲の変更及びそのための憲章, 条約の改定 ;
- R 11 : BTDC によって生み出される収益を ITU 一般予算に含まさず, ITU-D の開発プロジェクトに挿入 ;

b) 連合の財政基盤の強化

- R 12 : シーリングの廃止と受益者負担原理の予算外の処置 ;
- R 13 : 民間セクターからの分担金は, 目的とするセクターのみへの配分化 ;
- R 14 : 部門ごとの予算管理システムの研究 ;
- R 15 : 各部門にあるアドバイザーグループによる配分予算の査定 ;

c) 人材管理

- R 16 : 人材の効果的活用

d) ITU の公式及び作業用言語

- R 17 : 6公式及び作業言語への使用移行に関する時間的な枠組みの検討
- R 18 : 電子文書, 電子翻訳のより幅広い利用
- R 19 : 代表団に利用可能な6言語 PC の設置

e) 全権委員会議

- R 20 : 地域間諮問会議の重要性の認識と事務総局長によるこれらの会議の設立
- R 21 : 地域関連団体からの提案を PP へ提案するメカニズム
- R 22 : 政策声明割当て時間の標準化
- R 23 : ITU 役員選挙改革
- R 24 : 立候補者の締め切り期限
- R 25 : 選挙制度及び人数の見直し

f) 理事会

- R 26 : 理事会事務管理体制の能率化
- R 27 : 過去, 現在, 未来の理事会議長システムの採用
- R 28 : 理事会構成は連合員の25%に保つことの勧告
- R 29 : 民間セクターからの理事会出席はオブザーバの資格で可能
- R 30 : 理事会開催は年に1度
- R 31 : 会議期間のより短縮の検討
- R 32 : 理事会用文書の配布, 回覧文書の TIES の利用

g) 世界無線通信会議

- R 33 : WRC 間の各種準備会合に出席できない途上国に対し, 1週間の情報会議の開催

h) 世界電気通信開発会議

- R 34 : WTDC は政策及び優先度に議論を集中させ, 開発途上国に利するテーマのフォーラムとして開催

i) 世界電気通信政策フォーラム

- R 35 : WTPF 及び WTDC の区分の明確化

j) 事務総局長及び事務総局次長

- R 36 : 仕事, 役割, 権限, 責任へのより深い考察の必要性
- R 37 : 憲章又は条約内での ITU 役員の役割りの明確化

k) ITU 地域事務所

- R 38 : 地域事務所を強化する観点から, その課題の検討
- R 39 : 東ヨーロッパ及び北アジア地域事務所の迅速な開設

l) ITU テレコム

- R 40 : テレコム収益の利用

3-4 WGR 勧告に関する理事会の対応

WGR から提出された ITU 改革に対する勧告案は 2001年度 ITU 理事会において審議され, 次のように対応することが決定された.

- (1) 理事会専門家グループでの再審査: 勧告 R5b, 8, 9, 10, 13, 15, 17, 20, 24, 29
- (2) 直ちに実施に移すため事務総局長及び部門長へ指示: 勧告 R1-3, 4a, 4b, 7, 14, 16, 18-19, 21, 26-27, 32-34, 38-40
- (3) 2002全権委員会議で再審議: 勧告 R4c, 5a, 5b, 6, 12, 22-25, 28, 30-31, 35-37

この中で, ITU-T 改革に関する勧告6に関しては, 約15理事国が反対意見であるが, この問題を TSAG でさらに討議することで同意が採られている. すでに, TSAG 及び2002年度理事会において, 勧告6の審議に関し進展が見られている.

4 まとめ

ITU は WGR が ITU 理事会に対し, ITU 改革に関する勧告を提出したが, その勧告の主旨も採り入れた連合 2004-2007年の戦略計画をマラケシュ全権委員会議の決議 71にまとめている. この中で, ITU は電気通信環境が変化する中で, 連合の目的を達成するため直面する変化を直視しつつ, 2004-2007年及びそれ以降の3部門及び事務総

局のゴール、戦略及び優先順位を定めている。

近年、多くの電気通信開発は研究委員会で行った情報及び通信技術 (ICT) の境界で起こっており、ITU では電気通信環境の変化も ICT の境界ばかりでなく次の項目も考慮に入れる必要に迫られている。

- a) 電気通信及び無線通信網の拡大及び多様性；
- b) 電気通信、情報および計算機の技術基盤の融合；
- c) 放送のデジタル化、相互作用、新技術、広帯域サービス、既存技術の新利用の増加；
- d) 競争化の市場、より多くの民間セクターの参加、地域機関の役割の増大を含めた市場自由化への動き；
- e) 迅速な開発、適切、高品質及び世界標準であり、世界的な相互接続性と信頼性を保証されたもの；
- f) 社会のあらゆる開発の道具としての電気通信の役割認識の増加；
- g) 移動通信、インターネット網の発展；
- h) 独立電気通信規制機関による運用及び規制機能の分離；
- i) 限られた財源及び人材の利用；

このような電気通信環境の中で、ITU は連合員、民間セクター及び準会員と共に ICT 網を発展させ、誰でもがこの世界情報経済社会に参加でき、恩恵を受けられる、通信する権利を進めることができる卓越した政府間組織としての地位を保持することを掲げている。さらに、ITU のゴール、戦略及び優先度は、従来からの全権委員会議、理事会、3部門の会議等及び従来業務で達成できるとしている。

ITU 改革の結果を踏まえた2004-2007年のゴールは

次のとおりである。

- ・ゴール1：電気通信の改善及び合理的利用のための連合員全て及び適切な地域機関との国際協力の維持および拡張。この場合、ICT に関しては国際連合では指導的役割を担うこと。
- ・ゴール2：ICT の国際的な情報格差解消を支援すること。これは、相互接続及び相互運用ネットワークの開発で可能であり、その設備の提供及び WSIS の関連性において可能である。
- ・ゴール3：連合会員のより広い解釈、増加する主管庁及び機関の拡大及び協力参加の簡易性の検討。
- ・ゴール4：ネットワークの完全性及び相互運用性を保証するため、会員からの寄与に基づく方式の開発。
- ・ゴール5：会員に対する ITU の組織、サービス及び適合性の能率及び効果面からの改善の継続。
- ・ゴール6：民営化、競争、グローバリゼーション及び技

術進歩の挑戦に対し返答可能な ITU 会員が持つ情報及びノウハウの分配。

なお、本論文は（財団法人）国際通信経済研究所の平成15年度自主研究としてなされた「主要国・国際機関における情報通信の動向-新しい情報通信市場の再構築」の第6章国際電気通信連合 (ITU) 及び世界貿易機関 (WTO) から再編集したものである。

参考文献

- (1) 「Trends in Telecommunication Reform 2002, Section 1 (Global Trends in Market Reform)」ITU (2002)
- (2) 「Strategic Plan for the Union 2004-2007」ITU (2003)
- (3) 「ITU マラケシュ全権委員会議の結果について」ITU ジャーナル, Vol.32, No.12 (2002.12)
- (4) 内海善雄「ITU リフォーム」ITU ジャーナル, Vol.31, No.11 (2001.11)
- (5) 「ITU, インターネット時代に向けた改革へ第一歩」<http://www.totaltele.com>(2000.03)
- (6) 新田隆夫「ITU リフォームワーキンググループ(第4回)の結果について」ITU ジャーナル, Vol.31, No.8 (2001.08)
- (7) ITU Reform Advisory Panel「Observations and Recommendations for Reform」<http://www.itu.int/newsroom/reform/raprecs.html> (2003.07)
- (8) 中沢淳一「ITU 機構改革ワーキンググループ標準化アドホック会合の結果について」ITU ジャーナル, Vol.31, No.3 (2001.3)
- (9) 「Group of Experts to Prepare for PP-02 on ITU Reform / Council Resolution 1186」
<http://www.itu.int/council/gecreform/dm-1206E.doc>
- (10) 「Recommendation on ITU Reform」ITU, Resolution 1181, Doc. C2001/117-E
- (11) WRG final report, ITU, Doc. 147-E (2001.05)

付録-WGR 勧告6に関する論議内容

(1) 序文

- 1.8 WGR は ITU-T 改革に関し、その改革の目的を明らかにする2つの基本的な目標があることを認識している。最初の目標は、市場の要求を満足させるための標準化過程全体にわたる効率の改善であり、二番目は連合員と民間セクター間の関係をより堅固のものにし、民間セクターをさらに引きつける必要性に集約できる。
- 1.9 WGR における審議はこれらの目標に対して、可能性のある2つの方法に関してなされた。
 - i) 現在の ITU 環境の改善；
 - ii) 新規に ITU 環境の構築。
- 1.10 審議内容を下記に示す。

(2) 現在の環境及び可能な改善法

- 1.11 WGR は ITU における標準化業務及び ITU-T の変化及び改善についての種々の意見、可能性について広範囲に検討した。グループは WTSA (Montreal, 2000) での改善策を妥当として意見の一致をみている。特に、代替承認処理 (AAP: Alternative Approval Process) 及び2つの WTSA 間に TSAG の権限を拡大し、TSAG によって処理できる方法に承認を与えている。
- 1.12 WGR は1.9の内の1つの解決法に意見を集約していない。WTSA-2000で改善された ITU-T は、ITU 内では強力で高能率な部門になり、連合員及び民間セクターの権利に関し正当な均衡を図り、適切に結果を出し (ITU-T 勧告)、それらを能率よく、高品質で行っていると考える WGR メンバーもいる。これらのメンバーは WTSA-2000が、電気通信標準化分野における ITU 業務の充実性に関し、全て必要な条件を行ったと状態付けている。すなわち、(1) WTSA-2000は ITU 勧告の開発、承認過程を画期的にスピードアップできる AAP を採用したこと、(2) WTSA-2000が TSAG に更なる権限を与え、WTSA 間で続けられている部門の作業方法及び組織の見直しをできるようにしたこと、(3)民間セクターの役割りを顕著に向上させたこと。この意味では、WGR 参加者全員は、必要なら ITU の組織改革は、電気通信標準化部門を含み ITU 業務の効率性の改善、不必要な追加的財政経費の除去に審議を集中させるべきと考えている。ITU-T の枠内でフォーラムを設立する課題に関し全員、部門の業務及び構成を基本的に改善するため及び部門の業務に積極的に参加し、その結果にも責任を負うためには設立は必要であると認識している。また、部門業務の改善方法、変化する電気通信環境に1.9の可能性を適用することは、まだ、色々問題があるが、あらゆる提案が部門及び ITU 全体を強化する狙いにあることには変わらない。しかしながら、ITU-T は、ITU-T の枠内で種々の新しい組織設立に向けて数多くの意見を研究することを継続すべきとの意見もある。これら意見の支持者は、経験が蓄積され、これらの研究が完成を見るまで、更なる改革を行うべきではないとしている。
- 1.13 AAP 及び TSAG の権限強化が適切な業務改善方法であるが、さらに、変更が必要であり、特

に、民間セクターの活動及び権利、また、参加強化に関し改訂の必要性を指摘されている。TSB が発行した資料によると、いくつかの技術分野の参加者数は減少しており、多くの最新課題は ITU-T 外の複数のフォーラムに移ってしまっていることを示している。多くの WGR 参加者は、多くの国の活動において連合員が殆ど又は何も関与しない代わりに、産業の技術基準の開発が多く民間部門によってなされていることから、この事実を ITU で行われている作業方法に反映させる必要を感じている。AAP 及び TSAG での権限強化はこのための良い第一歩であり、作業構造、作業計画、作業手順、承認、財政過程への関与、職員の指名に関し、さらに民間セクターの活動及び権利の変更が必要である。さらに、これら WGR 参加者は、この目的達成のための最適な方法は、技術標準の開発及び採用を処理する新たな機関の設立であると考えている。制度的構築に関するこの問題の研究は研究作業班で行うが、この問題に対する1つの試行的提案は、ITU-T 内に暫定フォーラムの構成であり、このための検討グループを TSAG は設立した。

- 1.14 多くのサポートを集めるため、1つの提案が次の2つの課題に関し提案されている。(1)民間セクターの活動及び権利に関し、ここでの提案は規則又は政策課題でない業務 (グループ A) を分離し、AAP 手順を採用し、民間セクターに大きな役割を担わせる。ただし、規則又は政策課題の業務 (グループ B) は、従来の承認手順 (TAP) の下で行う。(2)政府間機関である ITU の特徴を維持し、さらに、最終段階に民間セクターの参加を認め、さらに、意見の一致を見ないグループ A の最終決定について、2つの段階が提案されている。最初、民間セクターの投票を行い、90%以上の同意を得て次の連合員での投票に進む。第2段階は1～3以下の連合国が反対した場合のみ、先に進む。この場合は、憲章/条約改正に対する民間セクターの選挙権利も要求されている。
- 1.15 憲章/条約に対して、何もインパクトを与えない概念そして直ちに実施できるとする概念。それは、1つのフォーラム (暫定的に ITU-TF と呼ばれる) で ITU-T によって主催され (例えば、ITU-T からサービスはもたらされる) が、その他では ITU-T との相互の法的結びつきはない。

その特徴は、ITU-TF で定義される決定過程も含んだルール及び手順、単一の会員区分、独自の財政、ITU 予算からの独立機関、ITU の作業計画に属さない技術に焦点を当てた研究項目、技術文書(暫定的名称)としての出力ではITUの法的な文書としては認められないが、ITU-T 決議1により、ITU-T SG が実施している一般の承認手続きを通れば、ITU 勧告にできる。この提案は憲章/条約の改正を求めていることで、ITU-T のみの問題と考えられ、TSAG で改革に関する他の提案と共に、さらに検討される。

- 1.16 憲章/条約に対して、何もインパクトを与えない概念そして直ちに実施できるとする概念。それは、ITU-T 内の1つのフォーラムで、部門内の業務として産業界、事業者、使用者、政府からの会員を含み、柔軟性がある動きの速い新規メンバー及び大学も含み、電気通信の可能な変化を奨励し、適切に行動できるような組織である。このフォーラムのメンバーは、ITU-T 技術勧告の開発とフォーラム、コンソーシアム、SDO 等で行なわれる標準化活動双方の活動を容易にするため、さらに、既存のルール及び手順を使い柔軟性の高い構造(例えば、SG、プロジェクトグループ、フォーカスグループ、関連グループ)を開発、採用することができる。このフォーラムの出力はITU-T 勧告になり、現在の状態を維持することになる。基本原理はメンバー間の一般的なコンセンサスをより強める意味があり、このコンセンサスが得られない場合、1.14に提案した共同行動(Action together)が手順になるべきとしている。フォーラムにおける研究用の潜在的なテーマは、ITU がこの分野のリーダーとして行わなければならないテーマ(接続性、相互運用性、QoS、品質、光伝送)すべてであり、市場が求めている新しい高度の技術及びサービスもテーマの対象である。財政、ITU-T 内での関係、特に TSB との関係、開発途上国の参加を容易にする手段が、このフォーラム設立に向けての問題として残っている。

(3) 新しい環境の創設：フォーラム

- 1.17 WGR 参加者の何人かは、ITU の標準化活動をグループ分けするもの(政策又は規則を決める活動以外のもの)及び憲章と条約に定義されるものをフォーラムに入れ創設しようとする幅広い対

応を支持している。このようなフォーラムを目標した場合の基本的特徴は、分析から、次のような枠組みと考えられた。

- 1) 技術標準に関係した研究(いかなる政策又は規則の勧告は含まない)がこのフォーラムの範疇に入り、全権委員会議によって創設される。
 - 2) 規則関連の勧告問題は、SG によって引き続き検討される。
 - 3) フォーラムは同じ権利の下で、準会員及び他の参加者同様、連合員及び民間セクターの参加は自由であり、それら参加者からの任意の拠出金により予算処置がとられる。
 - 4) フォーラムの出力は、1つのフォーム(形)として定められる。
 - 5) フォーラムの出力は実施しているAAP を適用して、ITU 勧告にすることができる。
 - 6) フォーラムはフォーラム自身を管理・運用・組織化する能力を持つ。
- 1.18 上述した仮定に基づくと、WGR はフォーラム設立に関して次の重要な課題を検討する必要がある。
- 1) 会員：連合国及び民間部門からの参加者は、同じ権利でフォーラムに参加できるか、そしてどのように参加できるか。また、準会員及び他の参加者の役割りは何か；
 - 2) 財政：参加者の任意拠出に基づき、フォーラムの財政はどのようなメカニズムで運用されるか；
 - 3) 出力：フォーラムはどのようなタイプの出力を生産できるか；
 - 4) 決定策定過程：出力承認にどのような決定策定過程が利用できるか；
 - 5) 憲章/条約の変更：憲章/条約に必要な変更は何かおよび/またはフォーラム設立に要求されるPP決議はどのような形か。枠組みで指摘しているように、フォーラムはPPによって創設される。フォーラムが創設される場合、PP-02はフォーラム、その資金方法、会員、出力及び決定策定原理を定義する必要がある。
 - 6) ITU の他の業務、特に、ITU-T へのインパクト：フォーラムの設立は全体としてITUに、特に、ITU-T にどのようなインパクトをもたらすか。フォーラムが成功すれば、より長い期間、ITU に大きなインパクトを与

え、特に、ITU-T に、状況を発展させる更なる行動が求められる可能性がある。

1.19 WGR の審議及び結論は www で見る事が可能である。

1.20 WGR は ITU-T、他の部門及び全体としての ITU に及ぼすインパクトを含め、フォーラムの設立に関し、多くの点でコンセンサスに達することが出来なかったことを報告している。

(4) 可能なフォーラム設立の実行

1.21 WGR は、フォーラム設立に向けた実行の可能性を次の3つで段階を考えている。

- Step1 (1.12) : WTSA-2000の結果、特に、AAP(勧告 A8)と TSAG 与えられた新規の権限 (WTSA-2000決議22) を使い現在の環境を改善する Phase I. (1.15で述べた概念の実施もまた、この Phase で始める。ここで、憲章/条約の修正は必要ない)。
- Step2 (1.14) : 現在の環境の追加的改善。例えば、政策又は規則関連の業務とその他の明確な分離 (これは、ITU-T の現在の構造に影響を与える)。後者の業務は Step1 の結果を分析した後、2段階の修正した承認手続きが求められる (民間部門での投票を含む)。
- Step3 (1.17-1.20) : 1.17で示した特徴を持つフォーラムの可能性のある設立。

1.22 WGR は、TSAG がすでに Step1の流れに沿って活動をはじめていることを認めている。Step2に関しては、政策及び規則課題とその他の分離は TSAG の責任であり、2段階の承認手続きの改正が憲章/条約に求められている。Step3はさらに本質的な憲章/条約の改正を求めている。PP-02で、これに相当する決議の例が WGR に提出されている。

(5) 結論と勧告

1.23 ITU 標準フォーラム又は Step3案が ITU 改革の適切なゴールかどうか未だ決定していないことを WGR は認めている。しかしながら、WGR は生じてくる課題を審議し、ゴールがそうと決められるなら、開発すべき特徴を検討した。

1.24 ITU-T 内での暫定的フォーラムの提案は改革を先に進める上で有益であり、TSAG が ITU-T 内で他の組織と共にその実現に関しすべての面を検討すべきとする明確な展望が存在する。